

前橋市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和2年10月21日に提出された前橋市職員措置請求について監査した結果を、同条第5項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年12月18日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	阿	部	忠	幸
同	金	井	清	一

内 監

令和2年12月18日

前橋市長 山 本 龍 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好
同	阿 部 忠 幸
同	金 井 清 一

前橋市職員措置請求（住民監査請求）に係る措置について（勧告）

令和2年10月21日に提出のあった前橋市職員措置請求書(住民監査請求)について、監査を実施した結果、請求の一部に理由があると認められるため、地方自治法第242条第5項の規定により、別紙監査結果のとおり勧告します。

つきましては、地方自治法第242条第9項の規定により、令和3年3月19日（金）までに、勧告に基づき講じた措置を通知してください。

## 前橋市職員措置請求監査結果

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

#### 2 請求書の收受日

令和2年10月21日

#### 3 補正書面の收受日

令和2年10月26日

#### 4 請求の内容

請求書、補正書面及び事実を証明する書面によると請求の要旨は次のとおりである。

##### (1) 請求の要旨

前橋市(公園管理事務所)が前橋公園用地の北側部分の土地の境界を明確化せず、隣接する前橋東照宮に対し不当に前橋公園用地を使用させていることは、公有財産の適正な管理を怠る事実にあたる。

また、前橋市の土地を50年近くも無償で使用できるとは社会通念上ありえない。正規の賃貸契約又は売買契約のもと、正当な対価を支払うべきである。

更に、前橋公園と前橋東照宮の境界が前橋市民にとって不明瞭であるため、散歩などで立ち入れなかったり、時々通行禁止となるなど不便である。

##### (2) 請求する措置の内容

前橋市は、前橋東照宮と正規の賃貸契約又は売買契約を結び、前橋東照宮に対して正当な対価の支払いを求めるとともに、前橋公園用地の財産管理を徹底して境界を明確化するべきである。

大手町三丁目600番1に建つ建物の違法行為を明確にし、罰金科料するべきである。

#### 5 請求書の要件審査

本件措置請求について、令和2年10月29日の監査委員協議会において、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象項目

#### (1) 怠る事実の確認

前橋公園用地の北側部分の土地の境界が不明瞭で、市が隣接する前橋東照宮に前橋公園用地を使用させていることは、違法若しくは不当に公有財産の管理を怠る事実にあたるか。

#### (2) 損害の有無の確認

上記について、当該土地の対価である使用料を徴収しなかったことにより、市に損害が生じているか、又は生じる恐れがあるか。

#### (3) 求められた措置への対応

請求人から求められた措置を行う必要があるか。

なお、大手町三丁目600番1に建つ建物の違法行為を明確にして罰金科料を科すことを求める請求は、地方自治法第242条第1項に規定する当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことに当てはまらないため、監査の対象外とした。

### 2 監査対象部局

建設部公園管理事務所

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第7項の規定により、令和2年11月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、新たに証拠となる資料の提出はなかった。

請求人は政教分離の徹底を求めるとともに、請求事項のうち主として土地の境界を正確に設定することを求める陳述を行った。陳述には、建設部公園管理事務所（以下「公園管理事務所」という。）の職員が立ち会った。

### 4 監査対象部局の書類の提出及び関係職員の陳述等

公園管理事務所に、監査対象項目に関する資料の提出を求め書類審査を行うとともに、令和2年11月20日に関係職員である公園管理事務所長、同所所長補佐、同所副主幹に対する陳述の聴取を行った。陳述に先立ち、公園管理事務所から請求内容に関する説明資料が提出された。陳述では、請求書に記載された事項について市の見解が表明された。陳述には請求人が立ち会った。

### 第3 事実関係の確認

#### 1 書類審査等による事実確認

- (1) 前橋東照宮（以下「東照宮」という。）による公園用地の使用を前橋市が認めるに当たり、都市公園法に基づく占用手続を省略して覚書による使用承認に至った理由、経過及び使用条件に関して次のとおり確認した。

#### 事実の発生

ア 昭和44年7月23日付け市長決裁の起案「東照宮社務所建築に伴う公園用地使用の取扱いについて（伺）」において、東照宮宮司及び氏子総代名で提出された嘆願書及び東照宮との協議に基づき、覚書を取り交わし無償で東照宮の公園用地使用を認めた。なお、嘆願書の内容は、境内北側に建築を予定した結婚式場が街路事業計画地にかかり建設場所がなくなったため、社務所の西側に接続して建築することとしたが、建物の一部が公園用地にかかるため、公園用地の一部の使用を認めてもらいたいとするものであった。

イ 覚書を取り交わした理由は、中央大橋架橋に伴う街路事業に積極的に協力してもらうためであった。

ウ 覚書の内容は以下のとおりである。（本件措置請求に関わる部分を抜粋）

- ・覚書締結日 昭和44年7月24日
- ・街路事業の執行に伴い、東照宮は前橋市に協力し土地の買収に応じ、前橋市は東照宮が建築する社務所の一部が前橋市が管理する公園用地の一部を占有することを承認する。占有面積は52.78㎡。
- ・占用料は無料とし、使用承認面積にかかる日常の管理上の境界線は両者立会いのうえ確認する。
- ・管理上の新境界について東照宮は、低い生垣若しくは金網等を設置し、公園用地への出入りを制限し園地の保全に努力するものとする。
- ・本覚書による施策のため必要な費用は全て東照宮の負担とする。
- ・本覚書により、都市公園法による占用の取扱いは省略するものとし、占用の期間は覚書の有効期間とする。

#### 経過 1 使用許可面積の拡大及び専用使用の承認

ア 昭和46年3月9日付け市長決裁の起案「中央大橋架橋にかかる東照宮からの陳情の処置について（伺）」において、東照宮から提出された陳情書の内容を受け入れ、再度覚書を取り交わして東照宮による公園用地の使用面積の拡大及び東照宮の専用使用を認めた。なお、陳情書の内容は、敷地が道路用地となり、交差点付近から境内への車両の出入りが困難となる。については、境内南側の公園用地に

幅 4m 程度の車路を設置してほしいというものであった。

イ 覚書再締結の理由は、中央大橋架橋に伴う街路事業で東照宮の土地約 600 坪が失われることとなり、加えて、境内地への車両出入りに関する東照宮の憂慮に配慮した結果、陳情を受け入れざるを得ないものと判断したためである。

ウ 覚書締結に当たり、現地を実測した結果、東照宮は昭和 44 年に取り交わした覚書で認めた利用境界を越境して 89.28 m<sup>2</sup>の公園用地を使用していたことが判明した。

ただし、これらは結婚式場及びこれに引き続き建築された写真館等の建設により生じたものであり、越境部からの原状回復は極めて困難であった。

エ 覚書の内容は以下のとおりである。(本件措置請求に関わる部分を抜粋)

- ・覚書締結日 昭和 46 年 3 月 20 日
- ・前橋市及び東照宮は、街路事業の円滑な完遂を図るため、相互に協力を行うものとする。
- ・街路事業の執行に伴う土地買収等、東照宮の協力に対し前橋市は東照宮の利便を考え、社務所南側公園用地の一部の使用を認め、東側道路から境内地へ車両が進入できるよう処置するものとする。
- ・前橋市は、東照宮が建築した社務所の一部が前橋市の管理する公園用地の一部を占有することについて、去る昭和 44 年 7 月 24 日交換の覚書により、既に承知済みのことであるが、車両通行用地並びに新築した写真館の出張りにより、線形を変更し、その使用について承認するものとする。
- ・上記の使用料は無料とし、その区域はそれぞれ石杭を埋設し保存する。石杭の埋設については両者立会いのうえ確認しあうものとする。
- ・前橋市が新たに東照宮の利用を認める公園用地の区域面積は、194.3 m<sup>2</sup>とし、日常の車両出入り等については東照宮の責任において事故のないよう管理運営することとし、そのために必要な柵等の施設は東照宮が行うものとする。
- ・新たに東照宮の使用を認める区域内の樹木の移設、門扉の取り壊し等、前橋市はその所有する地上物件の整理を行い、また東照宮は新しい境界へフェンスを移設する等、公園隣接地として特に修景上の配慮を行い、園地の保全に努力するものとする。
- ・本覚書により、都市公園法による占有の取扱いは省略するものとし、占有の期間は 5 年とする。

## 経過 2 東照宮の専用使用を廃止して一般市民も利用できるように変更

ア 昭和56年11月16日付け市長決裁の起案「東照宮結婚式場改築による公園地の使用陳情の扱いについて(伺)」において、昭和46年覚書締結後の状況変化を勘案しつつ、東照宮から提出された陳情書及び願書の内容を受け入れて、覚書を更新した。覚書の更新により、東照宮による専用使用が廃止され、一般市民が利用できる園路として共用されることになった。なお、陳情書の内容は、既存の社務所兼結婚式場を改築したいので、市から認められている範囲内に建物の一部を建設することを承認してほしいとするものであった。

イ 覚書を取り交わした理由は、次の3点である。

- ・東照宮は、市営野球場用地として前橋市及び市議会からの強い要望により、昭和24年に市へ土地を譲渡しており、加えて中央大橋架橋に伴う街路事業に協力するなど、市行政に協力していること。
- ・公園用地と東照宮境内は昔から一体的に扱われ、彰忠碑、芝生広場よりさちの池、競輪場方面への階段及び野外ステージへの出入りについても境内地と公園の両者にまたがる利用も多く、事情やむを得ないと思われること。
- ・昭和44年7月24日付けで容認した区域内での結婚式場改築であり、市の犠牲を最小限にとどめられること。

なお、市の犠牲とは東照宮による占用面積を最小限に抑えることができるという意味であると思われる。ちなみに起案に記載されていた結婚式場改築に伴う公園用地への越境面積は、1階部分8.65㎡、2階部分29.72㎡の計38.37㎡である。

ウ 覚書の内容は以下のとおりである。(本件措置請求に関わる部分を抜粋)

- ・覚書締結日 昭和56年12月4日
- ・この覚書は、東照宮の建築物の改築にあたり中央大橋架橋に伴う街路事業の執行に際しての覚書(昭和46年3月20日付け交換)を尊重しながら現状に即したものとして改めたものとする。
- ・東照宮が利用できる建築敷地は前回の覚書により前橋市が承認している区域を超えないものとする。
- ・境内への地元車両出入りの利便のための通路については、東照宮の専用とせず一般市民の利用できる園路として共用するものとし、その管理上必要な柵等の設置は東照宮が行うものとする。
- ・東照宮は建築敷地と通路の境界を生垣などにより施工し、園地の保全と修景に特に配慮し、日常の管理を行うこと。
- ・本覚書により、都市公園法による占用の取扱いは省略するものとし、占用の期間は5か年とする。

### 経過 3 昭和56年12月4日付け覚書の更新

- ア その後も覚書は更新され続け、現行の公園用地使用許可期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までである。なお、覚書は5年ごとに更新されているが、更新手続の未了を2回確認した。
- イ 起案に添付されていた求積図において、東照宮の使用を認めている土地の範囲は、昭和46年3月20日付け覚書から現在に至るまで変更されていないが、許可面積については測量に基づき187.77㎡（以下「覚書締結部分」という。）であることを確認した。

### 法令上の適合性に対する認識について

- ア 市長決裁を受けた起案3件のうち2件において市側には、東照宮と覚書を取り交わして公園用地の使用を認めることは、都市公園法上望ましくないとの認識があったことを確認した。

- ・昭和44年7月23日付け市長決裁起案

「東照宮社務所建築に伴う公園用地使用の取扱いについて（伺）」

- ・昭和56年11月16日付け市長決裁起案

「東照宮結婚式場改築による公園地の使用陳情の扱いについて（伺）」

この起案では、法令不適合への懸念に加え、抜本的な解決策を講じる必要性について記されていた。起案に記載されていた文章は次のとおりである。

「本件の取扱いについては都市公園法上問題が残るが、経過と現況からして止むを得ないものと考えます。機会を見て公園区域の変更を行い、処分することが妥当であり、引き続き検討してゆき根本的な解決策を図ることといたしたい。」

- (2) 公園用地の財産管理及び境界の状況を明らかにするため、請求人が事実証明書において示した「東照宮が使用している市有地の範囲」（以下「請求対象区域」という。）の土地に関して次の事項を確認した。

- ア 請求対象区域は、都市計画決定がなされている公園用地であるが、前橋公園の開設告示の範囲には含まれていない「公園予定区域」であること。

- イ 請求対象区域は、覚書締結部分に加えて、東照宮社務所の南西部（以下「覚書未締結部分」という。）にまで及んでいること。

- ウ 請求対象区域は管理が行き届いており、前橋公園隣接地としての修景が保たれていること。

- エ 請求対象区域は、東照宮からの申請に基づき、平成13年12月、平成14年3月及び令和2年3月の三度にわたる境界確認を経て、市と東照宮の敷地の境界

確定が完了していること。

オ 請求対象区域のうち覚書締結部分については、範囲及び使用条件が明確に定まっているが、覚書未締結部分については、使用についての取り決めがされていないこと。

カ 請求対象区域のうち覚書未締結部分は、公園用地と東照宮の境内地が隣接していて、少なくとも最初に覚書を取り交わした昭和44年7月以前から、公園利用者及び東照宮の利用者の双方が散策等で自由に往来することが可能な状態になっていること。また、利用者の自由な往来に供するため、公園予定区域と東照宮の境内地を区画する表示、柵等は設置されていないこと。

キ 請求対象区域に、工事現場事務所、仮設トイレ及び駐車場が設置されていること。

ク 請求対象区域の駐車場は、前橋公園の利用者に供するため市が整備した駐車場であること。

ケ 上記の駐車場を利用する際は、東照宮社殿北側の入口から入り、社殿西側の境内地を通過して駐車場に至る経路となっていること。

## 2 公園管理事務所の陳述における事実確認

### (1) 東照宮に対して公園用地の使用を認めた理由と経緯

ア 東照宮社務所については、昭和44年に東照宮が社務所新館を神社北側へ建築しようとしたところ、中央大橋線の街路事業により断念し、やむなく公園北側へ建築することとなり、その一部が前橋公園用地にかかることになったものである。当該用地はもともと東照宮所有地であったが、昭和24年に前橋公園野球場として、前橋市及び市議会からの強い要望により、やむなく譲渡したが、野球場が廃止されたこと、公園及び中央大橋道路建設のため、大幅な土地を失うこととなり、神社に必要な建物を建築することに支障になっている状況に対し、譲渡した土地の返還若しくは社務所建築に当たる土地の使用を認めることを、東照宮宮司及び氏子総代7名から嘆願書が提出されたことにより、市での検討及び東照宮との協議を経て、終局的には中央大橋街路事業への協力を受けることもあり、公園用地の使用を無償にて認め、市と東照宮の間で覚書の交換に至ったものである。

イ その後、昭和46年には車両通路設置要望の陳情書を受け、社務所建築と同様に承諾することを認め、覚書を再交換したが、後に、車両通路に関しては、東照宮専用通路としてではなく、一般市民の利用にも供するものとして覚書に記されている。

(2) 東照宮との覚書について

- ア 覚書の交換は現在まで継続的に行われており、対象範囲は大手町三丁目600番1の土地の一部である。
- イ 本件のような形態で公園用地の継続的な占有を認めた事例は他には無く、原則的には許可事項とならないことと認識している。
- ウ 一般的には都市公園法に基づき審査を行った後、認められるものについて許可を出している。
- エ 昭和44年に市と東照宮の間で覚書について協議がされているが、当時の起案からは、都市公園法に基づいた審査が行われていたことを示す記載を確認することはできない。
- オ これまでの間、覚書を継続していく中で、使用範囲の見直しや使用料の導入を検討したという記録はなかった。

(3) 覚書により無料での公園用地使用を認めた理由について

- ア 公園用地内における公園施設の設置や工事用施設等の設置については、都市公園法に基づいて許可を出しており、料金体系については、前橋市公園条例に基づき、基本的には使用料を徴収している。
- イ 本件に関しては、東照宮が社務所を南側に建築せざるを得なかった状況等を市が重々理解したうえで交渉しており、それは現行の前橋市公園条例の規定から考察すると、公園の占有に関わる使用料については、市長において特に必要があると認めた場合は使用料を免除する旨の規定があり、昭和44年当時の状況を鑑みて無料とすることを市長決裁において決定したものだと考えている。

(4) 前橋公園の範囲及び覚書締結部分の公園用地について

- ア 大手町三丁目600番1は、都市公園として都市計画決定をされている範囲の地番である。
- イ 都市公園法に基づく公園としての開設範囲は、大きな凶面ではあるが、社務所を含めた形ではなく、この一部は公園の開設範囲からは除外されているものと考えている。すなわち、都市公園の開設範囲は大手町三丁目600番1全てではなく一部である。
- ウ 大手町三丁目600番1の土地は行政財産である。社務所が建っている部分を都市計画決定されている範囲から除く処理ができるのであれば、今後普通財産として扱うことも可能かと思われる。現時点でははっきりしないが、将来的には可能性があるという意味である。

(5) 覚書締結部分の管理について

- ア これまで、東照宮が利用している土地の範囲や利用方法が覚書のとおりであるのかどうか、定期的に現地の確認をしていたという記録はない。日常的に施設の状態を確認しているということではなく、覚書更新の際に、その内容についての精査がされていたのではないかと思う。
- イ 当初に覚書が交換されたのが昭和44年で、その後45年に通路の要望を受け、覚書が再交換され、その後5年というスパンで覚書の期間を更新し現在まで至っている。その都度、覚書を再交換する際に確認をしているものと思うが、その間には境界確認もされており、現地の確認はしていたものと思う。

(6) 覚書未締結部分の管理について

- ア 覚書未締結部分の公園用地について、通路の整備や詳細な管理を東照宮にしてもらっていたと認識している。そのことについて東照宮と市で協議されてきたといったような記録は見当たらない。
- イ この度の措置請求により、東照宮境内地との境界付近の覚書未締結部分に工事現場事務所と仮設トイレが設置されていることを確認したため、都市公園法に基づき、令和2年11月18日付けで占用を許可した。
- ウ 工事現場事務所及び仮設トイレの占用許可範囲は、確実に占用する部分である。工事車両も通過する部分は、一般の公園利用者も通行することができ、完全に占用していると考えられないので、実際に仮設物が置いてある面積について許可をしている。
- エ 請求対象区域の駐車場は、平成22年度末に解体された県消防警察慰霊碑の跡地に隣接しており、公園の駐車場として供しているものである。
- オ 東照宮境内地の西側に位置する彰忠碑、さちの池方面、前橋城土塁の上の桜並木には、市有地を通過して回遊や散策をすることができる。
- カ 上記に関して、東照宮境内地と公園用地との境に柵等は設けていないが、公園用地としてはつながっている状況である。

(7) 土地の境界確定の状況について

- ア 前橋公園と東照宮の境界は、平成13年度から令和元年度にわたり三度の境界立会いが行われ、双方の境界確定は完了したところである。

(8) 東照宮境内地北側の土地について

- ア 東照宮の北側は県有地であり、道路用地と認識している。

- (9) 請求人の主張である「前橋東照宮が、勝手に前橋公園用地北側部分を使っている」という点について
- ア 措置請求では「東照宮が市有地を使用している」とあるが、公園管理事務所としては、覚書締結部分以外の公園用地を東照宮が使用しているという認識はなかった。
- イ 前橋公園用地は覚書で使用を認めている東照宮社務所の建築部分を除き、一般市民の利用に供している。前橋公園と東照宮境内は昔から一体的に利用され、両者にまたがる利用も多く、公園利用について支障があるとは考えていない。
- ウ 公園の駐車場は、東照宮に参拝する方が利用しても公園使用について特段の支障がない。参拝者が公園を利用することもあり、どちらの利用者であっても自由に使えるものと考えている。
- エ 今回の陳述で質問を受け、また、境界も令和元年度に全て確定したということもあり、これを契機に使用料について今後どうしていくかということをも市の内部で協議していきたいと考えている。

#### 第4 監査委員の判断

##### 1 まとめ

- (1) 本件措置請求において、請求対象区域のうち東照宮社務所が公園用地に越境している面積分については請求に理由があると認められるため、地方自治法第242条第5項の規定により前橋市長に対して第5に記載のとおり勧告する。
- (2) 市民の利用を目的に設置される市有施設の管理に当たり最も大切な視点は、当該施設を市民が快適に利用できるよう、施設の設置目的に即して日常的な維持、管理が適切に行われているかどうかという点である。

この点において、園路や駐車場として市民と共用されている上記(1)以外の請求対象区域は、覚書の締結若しくは長年にわたる運用により東照宮の協力のもと、往来や駐車が可能に保たれている。また、東照宮境内地との境界確定も完了しており、結果として、公園の設置目的及び公園利用者の便益のいずれも損なうことなく管理されている状態にある。したがって、本件措置請求事項である市が違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実と相当すると認めるまでには至らないため棄却する。

しかしながら、当該区域は一般の利用者にとっては東照宮境内地との区別がつきにくいことに加え、日常的な管理は東照宮が担っていることから、一般利用者の多

くは東照宮の敷地として認識するであろうことが推察される。

更に、公園用地と宗教施設の敷地が実質上一体的に使用されていることは、憲法第89条及び第20条第1項後段の政教分離の原則からみて望ましい状態であるのかどうか懸念されるところである。

したがって、社務所の越境部分の解決策を講じる際に、利用実態に即して公園予定区域のあり方についても再検証するよう勧告に盛り込むこととする。

## 2 判断の理由

### (1) 請求対象区域のうち覚書締結部分について

東照宮社務所の一部が公園用地にはみ出し、前橋公園用地を占有することから覚書締結に至ったが、前橋公園は都市公園法第2条に規定される都市公園であり、請求対象区域についても同法第33条第4項の準用規定が適用されるため、本来であれば同法第6条に基づき社務所の占有許可手続を行うべきである。しかしながら、社務所は同法第7条第1項に列記する許可対象施設には該当しない。

覚書締結に至った経緯が公共的な見地からやむを得ないものであり、公園用地にはみ出している面積も僅かであるとはいえ、都市公園法上問題があることを認識して根本的な解決策を図ることとしていたにもかかわらず、何の検討もされないまま50年余りにわたり使用を認めてきたことは、市に財産管理上の過失があるものと言わざるを得ない。

一方、上記以外の区域については東照宮の専用ではなく、公園利用者の自由な往来が確保されている。よって、前橋公園の設置目的及び利用に際しての便益のいずれも損なうことなく、覚書に基づいて東照宮により日常的に維持、管理されていると認められることから、東照宮に対する使用許可が市に財産管理上の損害を発生させていたとは断定できない。

### (2) 請求対象区域のうち覚書未締結部分について

覚書未締結部分である東照宮社殿の西側及び南側は、公園用地と東照宮境内地との境界確定が完了しているものの、利用者の便益に配慮して区画を分ける表示等はされておらず、双方の利用者から一体的に使用されている。

なお、東照宮参拝車両の経路は、社殿北側の入口から入り、社殿の西側を回り込んで南に向かい、覚書締結部分の公園用地へ抜ける一方通行となっている。参拝車両の安全走行に配慮した動線として理にかなっている運用であるが、この運用により、市が整備した公園駐車場へは、参拝者と同じ入口を利用することになるため、前橋公園の駐車場であることが認識できにくい状況である。

公園を利用する市民にとっては駐車場の場所が分かりにくく、望ましい状態とは言い難いが、公園利用者が自由に駐車場を使用できる状態が常に保たれていることから、市が管理を怠り東照宮による占有を不当に認めていたと断定することはできない。

同様に、園路についても両者の敷地の境界は明示されていないものの、公園用地のみを通過して前橋公園内の桜並木や彰忠碑への散策が可能であり、公園利用者の通行を制限することなく園路を使用できるため、市が管理を怠り東照宮による占有を認めていたとは断定できない。したがって、違法若しくは不当に市が財産の管理を怠る事実があるとまでは認められないと判断する。

なお、請求対象区域内に設置されている工事現場事務所及び仮設トイレについては、本件監査期間中に都市公園法第6条に基づく占有許可手続が完了したため、違法状態が解消されている。

## 第5 勧告

地方自治法第242条第5項の規定に基づき、次のとおり前橋市長に勧告する。

- 1 前橋東照宮と隣接している公園用地について、東照宮社務所の越境部分の適切な財産管理に資する措置を講じること。併せて、請求対象区域の利用実態に鑑み、前橋公園予定区域として市が確保し続ける必要性について検証し直すこと。
- 2 検証に基づき、前橋公園用地のあり方や活用についての方針を定め、必要に応じて公園用地の一部の売却若しくは有償貸付を検討するなど、長年にわたる懸案事項の解消に努めること。

なお、地方自治法第242条第9項の規定に基づき、令和3年3月19日（金）までに講じた措置について通知することを求める。

## 第6 意見

監査の結果については以上のとおりであるが、請求対象区域については、一見すると東照宮の敷地と認識されても仕方がない状況となっているため、勧告に基づく措置を講じる際には、この点にも留意され公園利用者の便益性向上を図られたい。

また、覚書未締結部分の公園用地については、長年にわたり東照宮が自主的に日常の維持管理を行い、それに要する費用も負担していると考えられる。公園用地の一体的利用を踏まえ、その見直しが行われるまでの間、市は公園用地の管理者として園路等の維持管理及び費用の負担を検討されたい。